

屋外広告物の安全対策の更なる充実について ～屋外広告物の安全確保のための管理や点検に係る条例改正の 概要について市民の皆さまの御意見を募集します～

当意見募集につきましては、令和2年3月30日から4月30日まで実施しましたが、募集期間が、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛の要請・緊急事態宣言の発出と重なったことから、より丁寧に市民の皆さまから意見を聞くため、**再募集**することといたしました。

なお、意見募集の内容につきましては、再募集の実施に伴うスケジュールの変更を除き、前回から変更しておりません。

意見募集の趣旨

京都市では、平成19年の新景観政策の施行により、時を超え光り輝く京都の景観づくりを市民ぐるみで進めてまいりました。広告景観づくりにおいても、多くの市民・事業者の皆さまに格段の御理解と御協力をいただき、3万箇所を超える建物の屋上看板の撤去や看板の改善をしていただいた結果、市民の皆さまや国内外から京都のまちを訪れるたくさんの方々から、「京都のまちなみが、より美しくなった。」といった高い評価をいただき、京都の都市格は大きく向上いたしました。

一方、京都市では、屋外広告物の安全対策として、これまでから危険な屋外広告物の改善、改修を指導するとともに、許可を要する屋外広告物について、定期的な安全点検を求めるなどの対策を実施してまいりましたが、この間、他都市において、老朽化した屋外広告物の落下や倒壊等による重大な人身事故が相次ぎ、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められています。

今後とも京都のまちにふさわしい、美しく趣ある広告景観づくりを推進するとともに、市民や京都を訪れる皆さまの安心、安全をより一層高めるため、「京都市屋外広告物等に関する条例」に規定する安全対策の更なる充実について概要を取りまとめましたので、市民の皆さまに広く御意見を募集します。

皆さまからのたくさんの御意見をお待ちしています。



意見募集期間

令和2年6月19日（金）～7月20日（月）【必着】

提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール又は市民意見募集ホームページ内の専用フォームからの送信（様式は自由です。御意見記入用紙を添付しています。）。

電子メール：okugai@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000271282.html

御意見の取扱い

- お寄せいただきました御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要を取りまとめ、個人に関する情報を除き、上記のホームページで公表します。
- 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

提出先（お問合せ）

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課（京都市役所分庁舎2階）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL：075-222-4137 FAX：075-251-2877

主な充実点

1 屋外広告物の管理

全ての屋外広告物を良好な状態にさせていただきます。

(1) 管理を必要とする屋外広告物の拡大

屋外広告物の落下・倒壊による事故の発生を防ぐため、許可の有無にかかわらず、全ての屋外広告物について、表示者等は、補修、除却その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならないこととします。

現行	充実後
許可を受けた屋外広告物	<u>全ての屋外広告物</u>

※用語

許可と許可不要：市内で屋外広告物を掲出する者は市長の許可が必要。ただし、自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以内のもの等は許可不要。

(2) 管理をしなければならない者の拡大

管理者不在の屋外広告物をなくします。

屋外広告物の所有・管理の状況は様々なケースが考えられます。

屋外広告物を適正に管理していただくため、屋外広告物を管理しなければならない責任者として、所有者、占有者を追加します。

現行	充実後
表示者 設置者 管理者	表示者 設置者 管理者 <u>所有者</u> <u>占有者</u>

※用語

表示者・設置者：広告主など

管理者：依頼を受けて日常の維持管理を行う者

所有者：屋外広告物自体の持ち主

占有者：屋外広告物を借りて広告を掲出している者（テナントなど）

2 屋外広告物の安全点検

(1) 安全点検を必要とする屋外広告物の拡大

安全のために全ての屋外広告物について、点検させていただきます。

屋外広告物の落下や倒壊による事故の発生を未然に防止するため、貼り紙などを除く全ての屋外広告物について、管理者等が安全点検を実施することを求めます。

なお、許可対象の屋外広告物については、従来どおり許可を更新する際に、点検結果を提出していただきます。

現行	充実後
更新許可時の屋外広告物	<u>全ての屋外広告物</u>

※用語

許可の更新：屋外広告物の許可期間は通常3年間で、3年を超えて表示する場合は許可の更新が必要

(2) 有資格者による安全点検が必要となる屋外広告物の対象の拡大

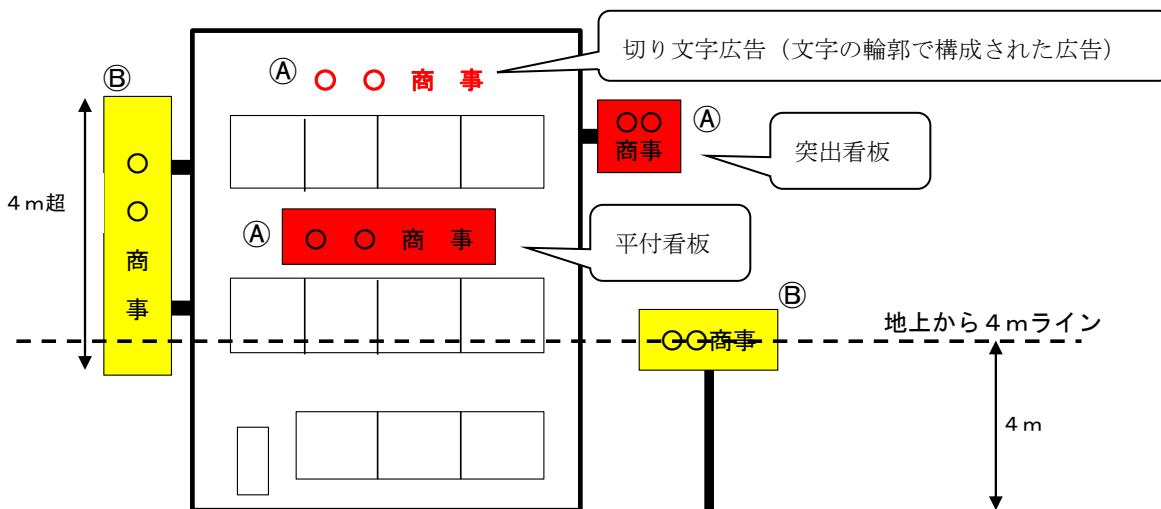
現行、建築基準法上の工作物確認が必要な大型の屋外広告物（下図の㊸）にのみ求めている有資格者の点検を，屋外広告物の落下のリスクを更に低減させるため，高さが4 mを超える高所に設置されている屋外広告物にも求めます（下図の㊹）。

なお，新たに対象とするものは，看板の耐用年数（10年）を目安とし，設置から9年以上経過しているものとしします。

	現行	充実後
有資格者による安全点検の対象	<p>と な る 屋 外 広 告 物</p> <p>・上下の長さが4 m（支柱の長さ含む。）を超える大型の屋外広告物で許可を受けたもの（建築基準法上の工作物確認が必要なもの）（下図の㊸）</p>	<p>・上下の長さが4 m（支柱の長さ含む。）を超える<u>全ての</u>大型の屋外広告物（建築基準法上の工作物確認が必要なもの）（下図の㊸）</p> <p>・<u>高さが4 mを超える位置に設置され，設置後9年を経過する屋外広告物</u>（許可対象の屋外広告物は，3年更新で3回目以降の更新のもの。）（下図の㊹）</p> <p>※上記の屋外広告物（下図の㊸）及び幕等の簡易な広告物を除く。</p>

なお，他法令により安全点検を義務付けられた屋外広告物（例：建築基準法に基づく「定期報告書」の調査対象となっている屋外広告物など）については，当該法令に基づく報告書等の写しをもって代えることができるものとしします。

【有資格者による安全点検が必要となる屋外広告物】（㊹及び㊸）



- ㊹ 新たに対象となる広告物 ■■■■
 地上からの設置高が4 mを超え かつ
 { 設置後9年を経過する屋外広告物 又は
 更新許可期間内に設置後9年を経過する屋外広告物
- ㊸ 既に対象の広告物（建築基準法上の工作物確認が必要な大型の広告物） ■■■■

※用語

看板の耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められており、

金属製の看板の耐用年数は10年。

有資格者：屋外広告物、建築物等に関する専門的知識を有する者。

屋外広告士、建築士（一級、二級）、電気工事士、電気主任技術者 等

定期報告書：一定規模以上の建築物（ホテル、百貨店など）で、建築基準法に基づき3年に1回、

建築士等の調査・検査を受け、京都市に提出することとされている報告書。

3 有資格者の追加

一定規模以上等の屋外広告物の点検を行うことができる有資格者として、新たに「屋外広告物点検技能講習修了者」を追加します。

※用語

屋外広告物点検技能講習修了者：

屋外広告物の業界団体である（一社）日本屋外広告業団体連合会等が、屋外広告物の点検に関する知識を屋外広告業者に普及することを目的として実施している講習（受講資格は一定以上の屋外広告物の実務経験（工事件数及び経験年数）のある者）の修了者。

今後のスケジュール

令和2年 6月 パブリックコメント再実施（約1箇月間）

令和2年11月^注 市会に条例改正議案を提案

令和3年 4月^注 改正条例の施行

※ 新たに有資格者点検が必要となる「高さが4mを超え、設置後9年を経過する屋外広告物」には3年間の経過措置を設ける予定

注 再募集の実施に伴い、スケジュールを変更しています。



京都市

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

令和2年6月発行 京都市印刷物第023062号

「屋外広告物安全対策の更なる充実について」に関する御意見

※FAX等で送付いただく場合は、この用紙をお使いください。FAX:075-251-2877

《意見募集欄》 意見募集期間：令和2年6月19日（金）～7月20日（月）【必着】

屋外広告物の管理について

屋外広告物の安全点検について

有資格者の追加について

その他、御意見・御提案がございましたら御記入ください。

※いただいた御意見をまとめる際に参考にします。

差し支えない範囲で御記入（○印）ください。

【性別】 1 男性 2 女性 3 ()

【年齢】 1 20歳未満 2 20代 3 30代 4 40代
 5 50代 6 60代 7 70歳以上

【お住まい等】 1 京都市在住 (区) 2 京都市内に通勤・通学 (市外在住) 3 その他

＜御意見の取扱いについて＞

- ① 個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱います。
- ② 御提出いただいた御意見の要旨と、それに対する京都市の見解等については、都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課のホームページで公表します。なお、御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできかねますので、あらかじめ御了承ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

